

葬られる声(上)

「災害関連死」と「震災に関連した死」

ルポライター

山川 徹

●やまかわ・とおる 1977年生まれ。捕鯨、マタギ、ラグビーなど幅広いテーマで取材・執筆を続けている。著書に『それでも彼女は生きていく』（双葉社）など。

法廷を沈黙が包んでいた。二〇秒か。三〇秒か。原告の弁護士も、訴えられた陸前高田市の代理人も、三人の裁判官も、そして十数名の傍聴人も、法廷にいる全員が原告の次の言葉を待っていた。時間の経過とともに法廷を緊張が支配する。とても長い静寂のなか電気ストーブのうなりだけが小さく響いていた。

二〇一四年一〇月下旬、盛岡地方裁判所——。〈災害弔慰金不支給処分取消等請求事件〉の本人尋問。証言台に立つ原告のAさんは、四十代後半で華奢な女性だった。黒のパンツスーツ姿で背筋を伸ばし、法廷の左手に設置された原告席の弁護人からの問いに答えていく。凛とした雰囲気から、亡き夫を悼む気持ちと裁判に踏み切った覚悟が伝わってきた。

夫婦は震災直後から生活再建を目指して動いた。大学に進学する長女の就学資金も必要だった。Aさんの夫は店舗再開に向け、様々な支援を受けるための手続きや交渉などに奔走した。さらには仮設店舗の建設予定地の整地が一向にはじまらないために自ら重機の免許も取得した。Aさんは「お店を再開するためにがんばっていた」夫の姿を間近で見てきた。

当初は二ヵ月ほどで店を再開できると見込んでいた。けれど、生活再建はままならない。「収入を得なくてはならないと思いつつも前にも進まない。時間が経つにつれ、焦っていた。夏の終わりになると気持ちダウンしていた」と緊張からかやや硬い口調でAさんは証言した。

二〇一一年一〇月下旬、夫は心筋梗塞を発症、看病の甲斐なく一月後に息を引き取った。享年五七。家族にとっては、突然の、そして早過ぎる死だった。

夫の死の二ヵ月後の二〇一二年二月、Aさんは陸前高田市に災害弔慰金支給の申請を行なった。しかし災害弔慰金審査委員会（以下・審査会）は、夫の死と震災には関連性がないと判断をくだした。

災害弔慰金とは、自然災害で亡くなった人の遺族の

彼女の口から東日本大震災が変えた家族の歩みが、そして理不尽に扱われた夫の死が語られた。

関連性なし

Aさん夫妻は岩手県陸前高田市で小売店を営んでいた。若くして両親を亡くした夫は結婚してから「お父さんとお母さんができた」と喜び、義理の父母をとても慕っていたという。しかし二〇一二年三月二日、自宅は無事だったものの、店は津波によって破壊された。Aさんの両親は行方不明になった。夫は壊れた町のなかを義理の父母の姿を求めて歩き回った。けれど、数週間後、遺体として発見される。

心痛に対して市町村が支払う見舞金である。生計を担っていた人の場合は五〇〇万円、それ以外は二五〇万円が支給される。津久井進弁護士は、著書『大災害と法』（岩波新書）で次のように解説している。

〈災害による直接死だけでなく、災害に起因して亡くなった「災害関連死」の場合にも弔慰金が支給される。阪神・淡路大震災では九一九人、新潟中越地震では五人の関連死が認定された。東日本大震災では、二〇一二年三月三十一日までに一六三二人の関連死が把握されているが、劣悪な避難生活のなかで死亡する例が相次ぎ、自殺するケースもあって、おそらく関連死者数はさらに増加するものと予想される〉

復興庁によれば〈震災関連死の死者数〉は、三〇八九人（二〇一四年三月三十一日現在）。津久井弁護士の危惧した通り、二年間でさらに一四五七人が関連死に認定されて、ついに三〇〇〇人を越えた。昨年一〇月末には福島県の関連死が一六〇五人となって直接死の一六〇三人を上回り、大きく報道された。

津久井弁護士は電子マガジン『シノドス』で〈災害関連死〉に明確な定義はない」としてこう続ける。

〈一般的には、津波や家屋倒壊など災害の直接的な被